

開催日時	2024 年 8 月 28 日（水） 10:00 ～ 12:30
科目名	判例研究の手法：知的財産分野における「判民型」判例評釈の意義とその効用
講師	田村 善之（東京大学大学院法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授）
内 容	判例研究のスタイルには、判決文の文章における理由付けを判例であると理解して論評するタイプ（いわゆる「民商型」の判例評釈）がなされることが多いが、本報告では、それと対置されるもう一つの判例研究のスタイル、すなわち、事案と結論との関係で判例を理解して論評するタイプ（いわゆる「(徹底)判民型」の判例評釈）の手法を紹介し、特に知的財産法の分野におけるその種の判例研究の効用を明らかにする。

開催日時	2024 年 8 月 28 日（水） 14:00 ～ 16:30
科目名	商標の類似性
講師	平澤 卓人（福岡大学法学部講師）
内 容	商標の類似性の判断において重要なのが、商標の全体と対比するのか（全体観察）、それとも商標の一部を対比するのか（分離観察）という問題である。この問題については、最判平成 20.9.8 判時 2021 号 927 頁 [つつみのおひなっこや上告審] が判断を行ったが、以降の下級審判決においては、判断方法や実際の結論において違いがみられる。最近では、知財高判令和 5.11.30 令和 5（行ケ）10063 [VENTURE] のような新たな判断枠組みを提示するものも登場している。そこで、本講義では、近時の裁判例を概観しながら検討を行うものとする。

開催日時	2024 年 8 月 29 日（木） 10:00 ～ 12:30
科目名	研究者から見た裁判実務－知財司法がリードする未来
講師	上野 達弘（早稲田大学法学学術院教授）
内 容	司法の IT 化が進む一方で、司法データの重要性に鑑みると、現在の裁判実務にはなお課題があるように思われる。そのため、国民の知る権利に資する裁判実務の継続的改善が求められよう。もっとも、知財司法は、20 年以上も前から先進的な取り組みを様々な実践してきたところである。本講演では、判例研究の日常をデモンストレーションしつつ、判決（別紙を含む）の公開と保存、「引用判決」といった問題を指摘した上で、知財司法がリードする裁判実務の未来を展望する。

開催日時	2024 年 8 月 29 日（木） 14:00 ～ 16:30
科目名	AI と著作権法
講師	田村 善之・奥邨 弘司・上野 達弘
内 容	AI 生成物が著作物として認められるための要件、AI を利用して作成された生成物について著作権侵害の要件としての依拠や類似性が認められるための要件、AI 学習や AI 生成物の生成過程と著作権の制限規定との関係など、生成 AI の発展とその普及に伴い喚起された著作権法上の論点をとりあげ、各報告者が報告したのち鼎談を行う。

開催日時	2024 年 8 月 30 日（金） 10:00 ～ 12:30
科目名	応用美術と著作権法
講師	奥邨 弘司（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
内 容	応用美術は著作物たり得るのか、というのは、ある種古典的な論点であるが、ファッションショー事件判決と TRIPP TRAPP 事件判決という、大きく視点の異なる 2 つの判決の登場で、改めて注目を集め、様々な議論がなされることとなった。本講義では、両判決以降の裁判例の傾向を詳しく分析するとともに、そもそも著作権法学における応用美術とは何か、なぜ応用美術を議論する必要があるのかなどについても遡って検討したい。また、適宜、米国における最近の裁判例の動向の紹介や、メタバースや AI など、新技術との関係についての考察も行いたい。

開催日時	2024 年 8 月 30 日（金） 14:00 ～ 16:30
科目名	ファッションデザインと知的財産法
講師	中川 隆太郎（シティライツ法律事務所弁護士）
内 容	本講義では、まずファッションデザインの知的財産法による保護の横断的な全体像とファッション特有の課題について概観する。その上で、今回は各論のうち特に商標法に焦点をあてる。立体商標、地模様商標、位置商標及び色彩商標という 4 つの類型を通して、ファッションデザインをめぐる商標実務の現在地を多角的に検証してみたい。

開催日時	2024 年 8 月 30 日（金） 16:45 ～ 17:30
科目名	AI、メタバース時代の知的財産権紛争と属地主義の原則 ーアジア知財統合裁判所のための試論
講師	韓 相郁（韓国 金・張法律事務所弁護士）
内 容	AI 関連の知的財産権紛争では国境がなくなる。標準特許に対する紛争も一国で解決するのは困難で、国家間の Anti Suit Injunction などが発令されたように、AI 関連の紛争も類似の 이슈を内包している。アメリカとヨーロッパ間での実務的なアプローチの違い（例えば、禁止請求権の発令などに対してのアプローチ）が存在しており、これらの点は UPC の発足によって、より鮮明になるものと思われる。 知的財産権紛争の解決のための望ましい方策は何か。そして、日韓間の協業を通してアジア知的財産裁判所は可能かどうか、これらについて一緒に考えてみたい。

開催日時	2024 年 8 月 31 日（土） 10:00 ～ 12:30
科目名	仮想空間と知的財産法
講師	青木 大也（大阪大学大学院法学研究科准教授）
内 容	仮想空間に関する技術の進歩に伴い、様々な知的財産法上の問題も生じることとなった。同時に、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の改正など、立法的な対応も進められつつある。本講演では、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法を念頭に、近時の議論を踏まえつつ、仮想空間において生じ得る知的財産法上の諸問題を検討する。

開催日時	2024 年 8 月 31 日（土） 14:00 ～ 16:30
科目名	知的財産侵害事件における国際裁判管轄・準拠法
講師	田村 善之（東京大学大学院法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授）
内 容	ドワンゴ対 FC2 事件でネットワーク型の発明を中心に、いかなる場合にどの程度いわゆる「属地主義」が緩和されるのかということが議論されている。本報告では、同判決の射程を検討するとともに、譲渡の申し出など特許法特有の論点を吟味し、さらに著作権や商標権侵害における属地主義について論じる。